

令和6年第2回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和6年2月14日(水)

2 会議の場所

仙台法務局名取出張所2階 会議室1

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 荒井 龍弥

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席委員

教育委員 長澤 裕司

5 説明のために出席した者

齋藤教育部長、下山教育部次長兼教育総務課長、佐藤生涯学習課長、中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長、宇田教育部企画員兼教育総務課長補佐、宇津井教育総務係長

6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)

(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)

(3) 令和6年度名取市一般会計予算(教育費)に対する意見について

(4) 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について

(5) 和解についてに対する意見について

(6) 令和5年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)に対する意見について

日程第 5 議 事

議案第 2 号 令和 6 年度名取市教育基本方針について

議案第 3 号 県費負担教職員人事異動の内申について

7 開会時刻

午後 2 時 30 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより令和 6 年第 2 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

この際、諸般の報告をいたします。長澤裕司委員から名取市教育委員会会議規則第 3 条第 3 項の規定により欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

次、追加案件の 3 案件について報告します。

本日配付しておりますお手元の議事日程〔追加案件〕をご覧ください。下線部のところになります。本日の会議日程につきまして、名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、専決事務報告(4)名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について及び、専決事務報告(5)和解についてに対する意見について、及び、専決事務報告(6)令和 5 年度名取市一般会計補正予算(第 11 号)(教育費)に対する意見についてを、日程第 4 専決事務報告(3)の次に追加し審議したいと思っております。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

日程第 1 前回会議録の承認についてですが、前回、1 月 29 日開催の第 1 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。この内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

次、日程第 2 本日の会議録署名委員に荒井委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に、日程第 3 教育長報告(1)一般事務報告 行事報告についてですが、私からは 3 点、

お話をさせていただきます。

まず1点ですけれども、先日メールでお知らせいたしました、閑上小中学校の一年生の齋宏幸君、心臓に疾患を持っていて、医療的ケアを必要とするお子さんでした。訪問看護師もつけて、学校でも手厚くケアをしながら、学校生活を送っていたのですけれども、3連休の初日に自宅で意識が飛ぶような症状が見られ、救急搬送されました。それで人工呼吸器などで頑張っていたのですけれども、2月12日午前11時に、お亡くなりになりました。本日、お通夜が営まれます。ご冥福をお祈りいたします。

次に、インフルエンザ等による学級閉鎖の状況です。2月に入りまして、17の学級で学級閉鎖の措置を行っております。そのうち、コロナが主な原因の学級閉鎖が1校1学級ありました。学校としては小学校4校、愛島、下増田、ゆりが丘、増田、中学校はみど中、増中、それから閑上小中学校。一頃に比べれば、大分減ってはきていますけれども、まだインフルエンザによる学級閉鎖が散発的に行われているような実情です。

次に閑上小中学校への入学転入について、来年度から一部制限をするということについて報告をさせていただきます。閑上小中学校は、市内で唯一の義務教育学校ということで、市内全域から希望すれば、入学、転入を認めておりました。ただ、1学年2学級の学年が多くなり、場合によっては3学級に近づくような学年も見られるようになってきました。閑上小中学校の現在の校舎なのですけれども、1学年2学級までは受け入れることが可能ですが、それ以上となりますと現有の校舎では極めて難しい状況です。さらに、津波の浸水想定によりますと閑上小中学校の場所は、最大で3ないし5メートルの浸水が予想されるというふうなこともあり、仮設の校舎を建てるのも極めて難しい状況です。そのようなことから、1学年を2学級までの編成にしたいということで、それを上回るような場合には、抽選をしたいと考えております。

「教育長報告」という資料をご覧ください。

3番のところに関上地区の児童生徒は当然、優先的に入学転入する。通常学級については今35人学級が多くなっていますので、2学級でマックス70人ですので、年度途中の転入を見込んで65人以内で抑えたいと考えました。

特別支援学級は今1学級の定数は8人ですけれども、宮城県では8人になると加配をつけて、2学級編成にしております。ということで、8人になると2学級になるということですので、14人までが最大2学級、それを超すと3学級編成にもなりますので、2人の余裕を持たせて、特別支援学級については同じ障害種の子供たちが12人以内になるように調整をしたいなというふうに思っております。

裏にフローチャートありますので、そちらをご覧くださいなのですが、学区外から入学転入を希望する場合、優先的に認めるのは兄弟姉妹がすでに在籍をしている、震災前に、閑上地区に住んでいた、それから1年以内に閑上地区に転居する、それから特別な理由、教育的な配慮が必要だという場合には、優先的に認めますけれども、それに該当しない場合は、さっきお話しした普通学級は1学年65名、特別支援学級については、障害種ごとに、12名を超える場合には抽選を行うということで、来年度、4月以降、閑上小中学校や市内の学校、それから幼児教育の施設等にこの内容を周知し、来年度は説明会を8月末ぐらいに行い、9月

中に入学転入の申し込みを受け付けて、10月ぐらいに抽選会を実施したいなというふうに考えております。

私からは以上です。

後は、教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は、先に配付の議案書2ページと3ページになります。

私からは特にありません。後は、各課からの報告となります。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

齋藤教育部長

私の方から報告をさせていただきます。2ページ、14番、特別支援連携協議会を開催し、特別支援教育の推進や連携の在り方について関係機関の皆様と協議しました。

16番、志教育担当者会では、各校でのあいさつ運動等の取り組みについて情報交換をしました。二中校区では、高館小、宮城農業高校と連携し、10月27日に合同挨拶運動を実施したとの報告がありました。街頭指導してくださっている地域の方も加わってくれたそうです。

18番、防災担当者会では、ゆりが丘小の地域学校協働本部と共催で講演会を実施しました。七ヶ浜町立向洋台中の生徒が2016年に立ち上げた「きずなFプロジェクト」の活動について、当時指導していた担当の先生と3名のプロジェクトメンバーよりご講話いただきました。講演の前には、ゆりが丘小の5・6年生にプロジェクトメンバーが、語り部として震災を語り継いでくれました。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

佐藤生涯学習課長

生涯学習課から1点ご報告いたします。

2ページ8番の「海の子山の子交歓会」についてです。2月3日、4日の土日に上山市蔵王高原防平に行ってまいりました。名取からは21名の児童生徒とジュニアリーダーあにまるず5

名、それから教育長と生涯学習課職員4名の合計31名が参加し交流を図りました。天候にも恵まれ、予定どおりスキー交流、雪遊び、バギー体験などを体験してきました。

生涯学習課からは、以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、市史編さん室をお願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事につきまして主なものを1点報告いたします。

2ページ、2番の「全国文化財防火デー」についてです。文化・スポーツ課では毎年1月26日の「文化財防火デー」に合わせて、手倉田字山にある「重要文化財旧中沢家住宅」で防火訓練を行っております。今年は1月30日に実施し、名取市消防署と消防団増田分団の他、警備や防火施設の委託事業者、近隣施設の宮城福祉会、十三塚公園有料施設を管理するスポーツ協会の方々が参集し、火災発生を想定した通報訓練・放水訓練を行いました。今後も訓練を行うことで防火意識と文化財愛護の意識を高めてまいりたいと思います。

また、8月の定例会でお認めいただきました「名取市文化財保存活用地域計画」につきまして、冊子が完成しました。本日、お配りさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事報告は以上です。

瀧澤教育長

それでは、只今報告いたしました内容について、ご質疑などありましたらをお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

ないでしょうか。それでは、次に、(2)行事予定について教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は、4ページと5ページになります。

私からは、4ページ、行事予定の9番、令和6年2月市議会について報告いたします。

2月議会定例会につきましては、明日2月15日告示、2月22日に招集・開会いたします。

教育委員会関係の議案は、これからご審議いただきますが、令和6年度新年度予算(教育費)、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、和解について、令和5年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)の4か件を予定しております。

また、一般質問の通告者、議会日程等は、これから通告・決定されることとなります。

2月議会関係は以上です。

次に、次回の定例会及び懇話会の日程ですが、後の協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

齋藤教育部長

13番です。第4回こころのケア研修会では、精神医療センターの児童精神科医である吉田先生より「自傷や自殺を考える子どもへの対応」についてご講話いただく予定です。

18番、第4回いじめ防止対策調査委員会を開催し、いじめの重大事態と捉えている案件について、事実関係等、事故の背景について調査を進めます。

25番、3月9日に中学校、義務教育学校の卒業式を実施いたします。

33番、3月19日に小学校の卒業式を実施いたします

34番、3月22日に小学校、中学校、義務教育学校の修了式を実施いたします。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から2点ご説明いたします。

1点目は、5ページ29番の「なとりまなびフェスティバル '23」についてです。第一部では、市内で活動するウクレレやダンスなどの各種愛好会、篠笛や日本舞踊などのマナビィ市民講師による舞台発表を予定しています。また、第二部では、「～ふれあいの時を求めて～」と題し、テレビの情報番組「oh! バンデス」でMCを務めている、さとう宗幸氏によるトーク&ライブを行います。その他、大ホールホワイエでは、マナビィ市民講師による水引細工やペーパークラフトなどの実演・体験コーナー、友愛作業所によるお菓子などの物品販売なども予定しています。また、今回新たな企画として、2階の展示ギャラリーでプラネタリウムの上演会、3階小ホールでミニ四駆体験コーナーなど子どもが遊べるブースを多数予定しています。ぜひ、教育委員の皆様にもお越しいただきたいと思ひます。

2点目は、35番の「公民館を考える集い」です。年度末になりますが、3月22日(水)の13時30分から文化会館小ホールにて「まなぶ・つながる・はぐくむ」～地域住民が集う、学びの拠点をめざして～と題して実施します。詳細については現在調整中ですが、第一部では多世代交流の事例紹介、第二部では「地域のイベントを考えてみよう」をテーマに対話の時間を考えております。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事予定につきまして、主なものを2点ご説明いたします。

1点目は、4ページ3番「部活動地域移行関係団体会議」についてです。今後の部活動地域移行について検討するにあたり、スポーツ関係団体・文化団体の代表者の方と、各中学校長・校長会長にご参集いただき、情報交換を行う内容となっております。

5ページの27番「新発見！名取新宮寺一切経『続高僧伝』と玄奘三蔵の伝記」についてです。名取市市史編さん専門部会 原始・古代部会の部員である堀裕先生が所属する研究グループによる講演会で、教育委員会が共催となっております。

高館熊野堂に所在する新宮寺には平安時代後期から末期、また鎌倉時代に書かれた写経が3,000巻あまり伝わっておりますが、今回の講演会では、10年に渡る一切経の研究成果と共に、『高僧伝』とは何かや、一切経と関わる新宮寺文殊像を巡る信仰などについて、広い視点から、分かりやすくご講演いただく内容となっております。

入場は無料、予約不要です。ご興味のある方がいらっしゃれば、ぜひお声がけください。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事予定は以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4 専決事務報告に入ります。

はじめに、専決事務報告(1)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)を議題といたします。教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(1)ですが、議案書は6ページから8ページになります。また、本日配付の「専決事務報告(1)資料」をご覧ください。

本件につきましては、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和6年1月20日付けで市外の団体代表者より、「国家賠償請求訴訟事件及び国家賠償請求附帯控訴事件(東京高等裁判所)の期日(令和6年1月16日)の傍聴に係る職員の出張に係る旅行命令簿及び復命書」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第10条に規定する非開示情報が含まれていることから「一部開示」とし、同条例第8条第1項において、「開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号の規定に基づき、1月30日専決をし、開示決定を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

瀧澤教育長

ここで、暫時休憩します。

午後2時51分 休憩

午後2時56分 再開

再開します。

只今の内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告(1)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(1)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)は、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告(2)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)を議題といたします。教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(2)ですが、議案書は9ページから10ページになります。また、本日配付の「専決事務報告(2)資料」をご覧ください。

本件につきましては、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和6年1月18日付で市内の法人より、「第104号 下増田公民館・下増田児童センター解体工事に係る工事費内訳書一式」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第10条に規定する非開示情報が含まれていることから「一部開示」とし、同条例第8条第1項において、「開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号の規定に基づき、1月30日専決をし、開示決定を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

瀧澤教育長

ここで、暫時休憩します。

午後2時58分 休憩

午後3時00分 再開

再開します。

只今の内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告(2)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(2)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)は、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告(3) 令和6年度名取市一般会計予算(教育費)に対する意見についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(3)ですが、議案書は、先に配布の議案書 12 ページから 15 ページになります。

本件は、2月15日に招集される名取市議会定例会に上程する予算議案ですが、令和6年2月2日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、2月5日専決し、「異議がない」旨回答したので同条第2項の規定により報告するものです。

予算の内容につきまして、資料は11ページから16ページ及び別冊の専決(3)資料「令和6年度教育費当初予算事項別明細書」となります。

私からは教育部所管の新年度予算の概要を説明させていただきます。

なお、個々の詳細な予算については、先日事項別明細書と併せて送付しました、「新年度予算概要」によりご確認いただくことで説明に替えさせていただきますのでご了承願います。

まず歳入です。13ページをお開き下さい。教育部所管の歳入予算については、4億2,725万1,000円となり、昨年度比470万1,000円(1.1%)の微増となっております。

昨年度当初に計上していた遺跡調査受託事業費やスポーツ振興くじ助成金等が事業終了により減額になったものの、学校給食費の値上げに伴う給食費実費徴収金が増額になったために、全体として微増となっております。

14ページから15ページ、歳出です。10款教育費です。

学校教育関連としては、令和5年度にモデル事業として小・中各1校ずつに試験導入した校務支援ソフトを全校に導入することで、教員の負担を減らし、児童生徒に向き合う時間を確保します。また、コミュニティスクールを館腰小学校に試験的に導入し、その成果と課題を洗い出します。

施設整備では、昨年度に引き続き、不二が丘小学校の大規模改造工事を行うほか、モデル事業として、高館小学校でプールの授業を外部委託し、老朽化する学校プールの今後の在り方を検討します。また、市内小中学校の体育館の照明をLED化し、CO₂排出量の削減によるゼロカーボンへの貢献及び電気料金の削減を図ります。

学校給食関係では、6年度から給食費が公会計化となるための必要な予算を措置しているほか、学校給食センターの次期事業者の募集を行います。

社会教育関連です。

生涯学習関係では、生涯学習市民意識調査を実施し、市民のニーズ及び成果指標の達成状況等を把握し、中間評価を行うことで、生涯学習振興計画の見直しの材料とするため、必要な予算を措置しております。

公民館関連では、館腰公民館の改築に向けて、必要な関連予算を措置するとともに、閑上公民館に太陽光発電設備の設置工事を行うなど、必要な環境整備に取り組んでまいります。

文化財関連では、指定・登録文化財の計画的な保存・活用を目的として、引き続き国指定史跡雷神山古墳・飯野坂古墳群等の環境整備を行うとともに、当市がもつ歴史文化資源の価

値や魅力の周知・活用を図り、保護意識や郷土への関心を高めることを目的とし、「歴史文化遺産パンフレット」や「(仮称)なとり古墳ブック」の作成に着手します。

文化振興関係では、名取市文化会館の冷温水発生器及び加湿エレメント、楽屋ファンコイルの修繕に着手し、文化会館の環境保全に努めます。

スポーツ関連では、市内体育施設の将来的な在り方を検討するために長寿命化計画を策定するほか、熱中症対策として市民体育館にスポットクーラーを導入するための予算を計上しております。

市史編さん関連では、昨年度に引き続き、編さん委員会や専門部会などを開催しながら、市史編さんに向け、資料の収集・調査等に取り組んでまいります。

以上、令和6年度の歳出総額は5億1,031万4,000円増となる49億4,605万2,000円(前年比11.5%増)の予算となりました。

私からの説明は以上となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

洞口委員

給食費がね、大変だなと思って見ていました。

瀧澤教育長

中学校については、無償化で、市の方で負担しますけれども小学校は、その値上げ分をどうするかということを今後も市長部局の方でいろいろ検討するかもわかりません。

その他、ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(3)については、報告のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(3)令和6年度名取市一般会計予算(教育費)に対する意見については、報告のとおり承認いたします。

次に、追加案件です。専決事務報告(4)名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例に対する意見についてを議題とします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(4)について、議案書は本日配付の追加議案資料 2 ページから 5 ページ及び、専決事務報告(4)資料になります。

本件は、2月15日に招集される名取市議会定例会に上程した条例議案であります。令和6年度より、学校運営協議会を部分的に導入するにあたり、「学校運営協議会委員」の報酬額を定めるための条例となります。

議案資料 5 ページ及び、別紙の専決事務報告(4)資料 1 ページを併せてご覧ください。地方公務員法において、特別職について規定されておりますが、学校運営委員はアンダーラインが引いてあるところ、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に該当する特別職となります。

資料 2 ページをご覧ください。現条例において、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する特別職については、第 1 条第 25 号に定める委員等となり、既に別表により報酬の金額が定められております。

資料 3 ページをお開き下さい。新旧対照表となります。現在の条例では、第 1 条第 25 号に定める特別職の報酬は、委員長が月額 8,700 円、委員が 8,200 円となっておりますが、学校運営協議会委員の報酬は別枠として、年額 6,000 円に設定するために上程するものです。

本件は令和 6 年 2 月 8 日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、2 月 9 日付で専決処分し、「異議がない」旨回答したので、同条第 2 項の規定により、報告するものです。

私からの説明は以上ですが、もう少し詳しく報告させていただきますと、次年度、先ほども報告させていただきましたが、令和 6 年度に館腰小学校でモデル事業として開催したいと考えております。会議につきましては、大体 3 回程度を予定しておるところでございます。1 回当たり大体 2,000 円ぐらいで考えておりました。また委員につきましては、15 名以内というところで、今のところ考えているところでございます。そのような形で条例の方を年額 6,000 円という形をお願いしたいと考えております。根拠というほどではございませんが、県内の自治体、コミュニティスクール導入している自治体では、大体 5,000 円から 6,000 円というところを聞いておりますので、それに準じた形で設定をさせていただいたところがございます。

私からは以上でございます。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(4)は、報告のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(4)名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見については、報告のとおり承認といたします。

次、専決事務報告(5)和解についてに対する意見についてを議題といたします。教育部長説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(5)ですが、本日配付の追加議案書6ページ～9ページになります。また、本日配付しております、「専決事務報告(5)資料」をご覧ください。

本件につきましては、2月定例市議会の議案であります。国家賠償請求事件に関し、個人A氏と和解条項案について合意に達したことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき和解するため議案として上程するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長より意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったため名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、2月9日専決し、「異議がない」旨回答したので同条第2項の規定により報告するものであります。

内容について説明いたします。説明は別冊の専決事務報告(5)資料により説明させていただきます。

こちらの事件については、指導要録の一部を非開示にしたことに対する判決について、控訴することについて昨年9月、教育委員会定例会において専決事務報告として報告させていただいた案件です。

資料1～2ページまでの控訴に至るまでの経緯については9月定例会において説明しておりますので省略させていただきます。

資料3ページ「裁判の経過(高等裁判所)」をご覧ください。

9月の市議会で控訴する議案が可決され、その後、東京高等裁判所の方に令和5年10月27日付けで市から控訴理由書を提出しており、その後令和5年11月14日に第1回口頭弁論がございました。その際に、被控訴人である相手方からは附帯控訴が提出されました。この、附帯控訴というのは、控訴したのは名取市ですが、控訴しなかった元市民A氏が、第一審判決を自分に有利にするために取消・変更を求めるものです。その附帯控訴の内容は、

(1)原判決を次のとおり変更する。

(2)控訴人は被控訴人に対し、5万円およびこれに対する令和2年11月19日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第1審判決につきましては3万円でしたので、3万円について納得がいけないということで5万円という形になったのかなと思います。5万円を支払ってください、また、それに対する金利も払ってくださいというような内容になってございます。

(3)訴訟費用は、「第1審、第2審とも控訴人の負担とする。との判決並びに仮執行の宣言を求める」という附帯控訴がなされたものです。

その後令和6年1月16日に第2回口頭弁論が行われ、結審し和解協議の場が設けられましたが、その際裁判所から示された内容ですが、

(1)控訴審の担当裁判官より、裁判所の心証として、控訴審裁判所としても原審、第一審判決を正当なものとして維持する判決を出す旨説明されました。第1審判決をそのまま引き継ぐようなですね、判決が出されるというような説明がなされていたところでございます。

(2)控訴審の和解協議では、(1)の裁判所の有する原審維持の心証を前提に、原審で支払いが命じられた3万円を支払う内容の和解案が提案されたものです。

また、(3)になりますが、第1審の和解協議の際には、裁判官を介して、被控訴人から、市に対して5万円の支払い及び本件訴訟の経緯を何らかの形で公表することを求める内容の和解提案がなされていたところでございますが、控訴審の和解協議においては、被控訴人から、裁判所提案の3万円の増額は求めず、かつ本件訴訟の経緯を何らかの形で公表することを求めるといった条件が提示されなかったという状況でございます。

以上を踏まえ、(1)から、原審と同内容の判決が下されることがほぼ確実といえるような状況となったわけでございます。また、(3)のような被控訴人の譲歩も存在することも踏まえるならば、和解という合意による解決の方が望ましいと考えたところでございます。そのような状況で、お互いちょっと歩み寄ったような形になったわけでございますが、以上によりまして裁判所が提案した和解案に応じようとするものです。

その和解案の内容でございます。資料の11番、和解案の条項の中身は次の通りです。

(1)控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として3万円の支払義務があることを認める。

(2)控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和6年3月末日限り、被控訴人名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は控訴人の負担とする。

(3)被控訴人は、その余の請求を放棄する。

(4)控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人の間には、本件に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5)訴訟費用は、第1審、第2審を通じて、各自の負担とする。

この5つの項目を和解条項としまして、和解を進めたいと考えたところでございます。

説明は以上となります。

瀧澤教育長

担当課よりこれ以上の詳しい説明はありますか。

ただいま説明のあった内容について、ご質疑あればお願いします。

ここで、暫時休憩します。

午後 3 時 24 分 休 憩

午後 3 時 25 分 再 開

再開します。

只今の内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告(5)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(5)和解についてに対する意見については、報告のとおり承認といたします。

次、専決事務報告(6)令和5年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)に対する意見についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(6)ですが、議案書は、本日配付の追加議案書10ページから14ページになります。

本件は、前の専決処分案件と同様に2月市議会定例会に上程する予算議案です。令和6年2月8日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、本日の教育委員会の開催の時間がなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、2月9日専決し、「異議がない」旨回答したので同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、補正予算の内容につきましては、追加議案書12ページから14ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

はじめに、12ページをご覧ください。歳入になります。15款国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金です。

1節教育総務費は、特別支援教育就学奨励費対象者の減少による減額が125万7,000円、

また、今年度からの補助金となりますが、医療的ケアが必要な児童支援のための「特別支援体制整備事業費」が73万3,000円の増となり、併せて52万4,000円の減となっております。

4節、文化財保護費106万3,000円の減は、補助金交付決定額が当初の見込みより減額されたことによるものです。

16款県支出金、2項県補助金6目教育費県補助金3節中学校費25万5,000円の減は、被災児童・生徒就学支援事業費です。対象となる被災児童・生徒が見込みより減少したことから減額を行うものです。

以上、歳入合計は、184万2,000円の減額となりました。

次に、歳出です。歳出予算につきましては、本年度予算の最終調整を図るため、各種事業について精査を行いました。

今回、減額となった主な原因につきましては、12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、17節備品購入費は、契約等による事業費の確定によるもので、請差の減額、18節負担金補助及び交付金は、各種団体への補助金の額の確定に伴う請差の減額、19節扶助費は、対象者の減少や事業の中止などによる減額です。

以上により減額している部分につきましては、説明を省略し、主に増額補正の事業を中心に説明してまいります。また、職員人件費分については割愛しております。

それでは説明します。10款1項2目教育総務費事務局費21節補償補填及び賠償金3万円の増ですが、先ほど専決事務報告(5)でご審議いただいた和解に伴う解決金です。

10款2項1目 小学校の学校管理費10節需用費、791万5,000円の減額は、修繕料となります。令和6年度に高館小学校をモデル校として、プール授業の外部委託を実施予定としていることから、令和5年度に改修計画のあった高館小学校の排水管の修繕を取りやめて減額補正するものです。また、受水槽保守点検業務において動作不良が見られた那智が丘小学校の薬液抽入設備とゆりが丘小学校の揚水(ようすい)ポンプについて修繕を行うべく、必要な予算を計上しており、併せて791万5,000円の減額となったものです。

次、10款2項1目の17節備品購入費150万円の増です。令和6年度の学級増に対応するために、必要な備品を購入するための費用となります。

10款3項1目中学校費学校管理費17節備品購入費の49万8,000円の増は、令和6年度に、第二中学校に肢体不自由の生徒が入学することに伴い、校舎から体育館への通路の段差を解消するためのスロープを購入するための費用です。

10款3項2目中学校費教育振興費8節旅費50万円の減ですが、任期満了したALTの帰国のための旅費を予算措置していたものですが、当該ALTが帰国せず、日本での就職を希望したため、当該旅費が不要となったことに伴う減額です。

同じく18節負担金補助及び交付金106万3,000円の増ですが、各種大会出場助成金です。生徒が全国大会・東北大会に出場した際に助成しているものですが、既定予算額を超過する出場があったために増額補正するものです。

次、13ページ10款4項1目義務教育学校費学校管理費10節需用費21万9,000円の増は、灯油代の不足が見込まれたために増額補正するものです。

同じく17節備品購入費44万円の増は、行事の際などに各教室のテレビに同時に同じ映像

を映すための機器である「変調器」が故障したため、新たに購入・設置するための費用となります。

10 款 5 項 2 目社会教育費公民館費 7 節報償費 57 万円の減は、公民館開設学級講師等の謝礼です。各公民館で当初計画していた、講師依頼先に変更が生じたことによる減額です。

10 款 5 項 9 目社会教育費公民館建設費 16 節公有財産購入費は 1,700 万 3,000 円と大きく減となっておりますが、新館腰公民館予定地の地権者との用地交渉の結果、当初予定より買収面積が減ったため減額するものです。

以上、教育費の歳出補正の合計額は、4,436 万 4,000 円の減額となります。

最後に 14 ページは、繰越明許費の明細になりますが、教育費全体で 6 億 3,087 万 7,000 円を、6 年度へ繰越すものです。

私からの説明は以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

荒井委員

館腰公民館の件は気にはなっていたのですが、予定通りで進んでいるのでしょうか、面積は減ということでしょうか。今のところどんな感じなのでしょうか。

佐藤生涯学習課長

事業の方は予定通り進んでおりまして、今、住民からいただいた要望を取りまとめて基本計画を策定し、それに基づいて都市計画課の方に設計依頼をかけておりまして、4 月には設計の落札業者が決定する運びとなっております。令和 6 年度中に設計を終えて、令和 7 年度の建築工事に入るということで 8 年度末になるかと思いますが、開館を予定しているというような状況です。

瀧澤教育長

ここで、暫時休憩します。

午後 3 時 37 分 休 憩

午後 3 時 39 分 再 開

再開します。

荒井委員よろしいですか。建築のスケジュールは、基本的には予定通り進行しているというふうなことです。

その他、ご質疑等ございませんか。

洞口委員

館腰公民館の面積が減ったというのは、少なくしたというふうにとっていいでしょうか。

佐藤生涯学習課長

こちらは、住民の方の家が建っている部分との線引きのところで、あまり建物が自分の住宅に近くなるのが困るというような方がおられまして、その部分について、もうちょっと後退してほしいという話がありました。市としては駐車場をより多く確保したいということがありましたので、歪な形にはなったのですが、そういった形での買取となり、その部分が予定していた面積より少なくなったというようなことです。

瀧澤教育長

建物本体への影響はないということで、あるとすると駐車場に若干影響する。よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(6)については、報告のとおり承認したいと思います、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(6)令和5年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)に対する意見については、報告のとおり承認といたします。

次に、日程第5 議事に入ります。

議案第2号 令和6年度名取市教育基本方針についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案第2号ですが、議案書は、先に配布の議案書16ページから24ページ、資料は、「議案第2号資料」として、別冊の「令和6年度名取市教育基本方針(案)見え消し版」になります。

令和6年度の教育基本方針につきましては、先の教育委員会懇話会で変更事項について説明させていただきましたが、令和5年度の教育基本方針を踏襲することとしております。

方針(案)の修正事項は、担当課から説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは、教育総務課お願いします。

下山教育部次長兼教育総務課長

私から、令和 6 年度教育基本方針(案)についてご説明させていただきます。資料は別綴じになっております。議案第 2 号資料により説明させていただきます。資料中、懇話会を受けて修正した部分は青字で修正しておりますので、その部分を説明させていただきます。

2 ページ中段、1-6「教職員の資質向上」の最後の部分に「校務支援システムを全ての学校に導入するなど」を追加し、令和 6 年度に本格稼働する予定の校務支援システムについて記載をしております。

次、3 ページ中ほど、「2-4 いじめ対策の強化」に、「学校アンケートの実施によりいじめの早期発見に努めることに加え児童の小さなサインに気付き共有できるようにする等」を追加し、具体的な取組を記載してございます。

私からは以上となります。

瀧澤教育長

前回いただいた意見をもとに修正した箇所は 2 ヶ所、あとは前回説明をさせていただいた内容ですけれども、教育委員の皆様から、この修正を含めた内容についてご質疑ご意見等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、「議案第 2 号」については、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 2 号 令和 6 年度名取市教育基本方針については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 3 号 県費負担教職員人事異動の内申についてですが、本件は、人事案件でありますので、名取市教育委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

※ 秘密会議部分は別途調製

以上で、秘密会議を終了いたします。

本日の議案は、以上であります。以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 3 時 51 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 18 日

署名委員 荒井 龍弥 _____

署名委員 洞口 ひろみ _____